

## 第6回 東京都受動喫煙防止対策検討会

平成27年5月29日  
東京都福祉保健局保健政策部

(午後6時55分 開会)

○**笹井保健政策部長** それでは、お待たせいたしました。少し定刻より早うございますが、おそろいでございますので、ただいまから、第6回「東京都受動喫煙防止対策検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、東京都福祉保健局保健政策部長の笹井でございます。

議事に入りますまでのしばらくの間、事務局で進めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

恐縮でございますが、座って進めさせていただきます。

本検討会は、公開となっております。また、カメラ撮影は資料確認までとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

初めに、委員の御出欠の状況でございますが、青木委員、奥村委員、村委員は、御都合により、本日、御欠席でございます。

また、今村委員からは、遅れて御出席との御連絡をいただいております。

なお、名取委員からは「3月31日をもって委員を辞退したい」とのお申し出がございましたので御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、右肩に「資料」と記載してございます「東京都受動喫煙防止対策検討会議論のまとめ(案)」の1点でございます。御確認をお願いいたします。

この他に、今村委員からは、御欠席となる可能性があるため、座長宛てに事前に資料をいただいておりますので、委員限りとして机上配布しております。

それでは、ここでカメラ撮影は終了とさせていただきます。

御協力のほど、よろしくお願いたします。

(報道関係者退室)

○**笹井保健政策部長** それでは、安念座長に進行をお願いいたします。

○**安念座長** どうもありがとうございます。

それでは、今回は第5回の議論を踏まえて、取りまとめを行いたいと存じます。

大分、前回から間があいてしまいました。私、この前も申しましたが、腰痛に悩まされておまして、今、工藤先生に申し上げておりましたが、それでも還暦になってもまだ治るということがあるのだなと思って、それなりに感動いたしました。

つまらないことはどうでもいいのですが、まずは事務局から今回の資料について御説明をいただきます。

○**笹井保健政策部長** それでは「東京都受動喫煙防止対策検討会における議論のまとめ(案)」について御説明いたします。

右肩に「資料」と記載しておりますのでご覧ください。

前回の議論を踏まえて修正された案で、1から最後の5までの構成となっております。

まず、冒頭に「1 検討会設置趣旨」といたしまして、都や国のこれまでの対策の経緯などの記載がございまして、最後の行に「専門的見地から幅広く議論を行うために、平成26年10月に設置された」となっております。

次に、2に「検討会の開催状況」でございまして。

続いて、1枚おめくりください。

3ページでございまして、ここから12ページにかけてが「3 関係団体等の主な意見」でございまして。

ここでは、団体の属性により、(1)から(4)に分けて、団体ごとに記載されております。それぞれ意見要旨が上段に長方形の枠で囲んで示されております。

初めに、(1)は「飲食・宿泊等の事業者団体」で、東京商工会議所様から7ページまで5団体でございまして。

続いて、少し飛びますが8ページをお開きください。

「(2) 医療関係者」として、公益社団法人東京都医師会様の御意見。

続きまして、9ページ、10ページが「(3) 消費者団体」の御意見でございまして。

続いて、11ページをお開きください。(4)として「たばこ販売関連事業者等」で、次の12ページの「東京都たばこ商業協同組合連合会」様の御意見がありまして、ここまでが聴取した10団体の御意見の概要でございまして。

次に、13ページからが「4 委員の主な意見」でございまして。

(1)から(5)と18ページまで記載がございまして。

初めに(1)は「受動喫煙の健康影響に関して」で、1行目に「受動喫煙による健康への影響について、5人の委員より次のような意見があった」となっておりますように、前回の議論を踏まえまして、各項目に発言がございました委員の人数が記載されております。

それでは、最後になりますが、19ページをお開きください。

「5 東京都への提言」でございまして。

(1)から最後のページ(4)までで、このページの半ばからが、具体的に記載されております。

提言の初めに、(1)では、8行目に「取組の工程表を提示すること」。10行目に「2018年までに、条例化について検討を行うこと」とあります。

続いて、(2)では、ページの一番下の2行「国に対しては、全国統一的な法律での規制を働きかけること」となっております。

おめくりいただきまして、(3)では、4行目に「受動喫煙防止対策を、より一層推進すること」とありまして、最後に(4)では「従業員の安全衛生という観点から」の記載となっております。

私からの御説明は以上でございまして。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、局長から。

○梶原福祉保健局長 私から、若干補足をさせていただきます。

この間の各委員からの御意見を踏まえまして、お手元に「委員限り」ということで、赤字が入ったペーパーがあるかと思います。事前に何回かやりとりをした中で、加えた部分について赤字をかけてございます。

1つは「検討会設置趣旨」のところでございますけれども、今日の今村委員からの意見あるいはその他の委員の御意見を踏まえまして、平成17年2月に条約が発効し、平成19年に開催された第2回締約国会議でのガイドラインの採択、健康日本21（第二次）、それからがん対策推進基本計画の記載を足してございます。

それから、都においても、これまで進めてきたガイドラインだけではなくて、東京都健康推進プラン21（第二次）あるいは東京都がん対策推進計画（第一次改定）の中にも取組を盛り込んでおりますので、それを加筆してございます。

それから、提言の中でございますけれども、提言の中につきましては、（1）（2）のところ、（2）のところにつきましては、これは修文という形で文章をつなげたものでございます。

それから、（3）の部分につきましては、東京都の受動喫煙防止ガイドラインの部分が「原則として禁煙とすべきとしている」というのが当初の案だったわけではございますけれども、これにつきましては、先ほど申しました冒頭の「検討会設置趣旨」の中でも書かれているということと、それからこの受動喫煙防止ガイドラインで十分ではないかということが議論されるということで、ここの部分については削除をした上で「今後の受動喫煙防止の取組にあたっては、まず現在の」と修文をしてございます。

それから、（4）のところにつきましては「財政的な支援」ということが複数の委員から財政的な支援ということでいくと、さまざまな分煙対策が惹起されるということで、これは「普及啓発をはじめとした様々な支援」ということで「財政的な」部分については削除ということで整理をさせていただきました。

それから結語につきましても、これも複数の委員からあえてこれをつけ加える必要はないと。それまでの提言の内容で十分だという意見を踏まえまして、この提言を削除させていただいたものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今日はこのまとめの案について、討論をいたしたいと存じます。

どうぞ、どなたからでも御発言ください。

いかがでございますか。

今村先生が大分遅れていらっしゃるようですので、それまで間をもたせていただかないと今村先生に悪いかなど。

いかがですか。

失礼ながら、平生は大変トーカティブに御発言をいただいた先生方ばかりで、そうサイ

レントになられるとちょっと困ってしまったな。大井田先生、何かありませんか。

何か言いたいでしょう。

○大井田委員 座長、東京都の役人の皆様方のおかげでここまで来て、本当に感謝申し上げたいと思います。

○安念座長 また、本当かな。

○大井田委員 まず、感謝を申し上げたいと思います。

1つだけ申しますと、国に対して、この「東京都への提言」の(2)です。国に対して働きかけることと、一番下の行の「全国統一的な法律での規制を働きかけること」と書いてありますが、具体的に、誰が誰に働きかけるのでしょうかということを知りたかったのです。東京都の例えば知事が厚生労働大臣に働きかけるのかということです。

○安念座長 私の認識をまず申し上げます。そのとおりです。

○大井田委員 はい。

○安念座長 元厚生労働大臣が、現厚生労働大臣を叱咤するというのはいかがでしょう。

私はそれはそれでなかなか美しい図だと思います。

事務局、何か特別の考えはありますか。

どうぞ。

○梶原福祉保健局長 いいえ。

○大井田委員 そのとき、ぜひ、都の局長から厚生労働省の健康局長に、それから都の課長から厚労省の課長にも渡していただきたいと思います。

○安念座長 おっしゃるとおりでしょうね。

技術的な細目については、当然、そういうことになるだろうと思います。

我々は国に働きかけるということを強く言っているのですが、一方、国は国で東京都の実験というか、実践に非常に注目しているところですので、その点は情報や意見のやりとりというものを密にしながらやっていかなければいけないし、おのずからそうなるだろうと思います。

他にいかがでございましょうか

どうぞ、垣添先生。

○垣添委員 今の点と関連してですけれども、この「国に対しては、全国統一的な法律での規制を働きかけること」、これは2020年を目標にということですね。

○安念座長 いや、もっと近くても全然構いませんが。

当然、2020年に間に合うのが当たり前の話という認識で私はおります。

○垣添委員 はい。それと(1)の「2018年までに、条例化について検討を行うこと」の関係は。

○安念座長 いや、両方それぞれ進めばよろしいのだと思います。

これは私の個人的な認識ですが、労働安全衛生については、なかなか条例で決めるということは難しゅうございますので、その点は特に国に頑張ってもらわないと困るというこ

とだと思えます。

つまり、パブリックな場での禁煙対策というようなものは、地方公共団体でも、それこそ余りいい言葉ではないかもしれないが、財政措置を含めて支援するということはできるかもしれませんが、職場での労働安全衛生は、安衛法という非常に難しい法律があります。これは工藤先生もお詳しいところなのですが、この分野になると、やはり国に頑張ってもらわないとどうにもしようがないところがあります。都は都のできる、国は国のできる、ということなので両方、ダブルトラックでやらなければいけないと私はそう思っております。

○垣添委員 わかりました。結構です。

○安念座長 先生、どうぞ。

○工藤委員 このまとめが非常に苦心された跡があるというか、本当に大変だったなと思いますし、全体のまとめとしてはこうならざるを得ないのだろうと思いますけれども、全体として見ると、決して満足のいくものではないと思っております。

そもそも、受動喫煙に関する条例をつくるということに関する議論を始めるに当たって、前提として健康増進法なり、枠組条約なり、こういったようなもので受動喫煙の有害性をいかになくすかということが明記されているわけですし、東京都もそういう方向でやっているわけですから、それを前提にした議論でなければいけないのですが、「そもそもたばこの害はあるのですか」みたいな、蒸し返すつもりは毛頭ないのですが、健康増進法以前の15年から20年ぐらい前の議論から始まらざるを得なかったというところに、何とも不幸があったように私は思っております。

ただ、いずれにしても、各業界も含めたそれぞれの分野の方々の御意見を伺って、この最後のまとめの中で「2018年までに、条例化について検討を行うこと」ということが明記されているということと、それから、この中身が次のステップを縛るものでないということを理解いたしますので、私としては本来の立場からすると、残念だなという思いをいたしますけれども、これまでの議論からすると、やはりここが落ち着きどころというか、ここまででまとめるということで受け入れざるを得ないのだろうなと思っております。

そういうことで一歩前進をしたと。これからを縛っているものではないと。

条例作成に向かっての前向きな議論を、次のステップに託したいと思っております。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。

それでは、いろいろ御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

特段のことがなければ。

○野田委員 ちょっとよろしいですか。

○安念座長 どうぞ、失礼いたしました。

○野田委員 ちょっと何が正しいのかよくわからないのですが、これらの意見が、

この提言というものが委員会の総意として出されるということで、座長が取りまとめたいて、委員全員の総意として出されるということですね。

ただし、1本の結論に至らない。これはそういうことで、大変な努力を重ねたけれども、1本の結論に至らないので、意見の集約が出来ずに二つに分かれて、なおかつそれにその意見の量的な部分というか、何人の委員がこちらに賛成しているという記載も入ったというところまでは納得できるのです。ただ、先ほどの工藤先生にちょっと私も刺激されたみたいですが、言わせてください。今、それでは、こういう分かれた意見に対して、皆さんがもうこれは仕方ないと思っているし、それをそのまま提言としてとにかく出そうと考えていて、工藤先生も一歩前へ進もうとおっしゃる。

○安念座長 なるほど。

○野田委員 そのときに、それは、今の委員の総意でいいのではないですかね。

もう責任を全うせずにおやめになった方の人数の表記はもう削ってしまって、その方のみの意見であれば、それも落としていいのではないですかと私は思うのです。

結果として、賛意を示す委員の人数表記がこんなに重みに反映するのだったら、やはり最後の提言にまで自分の意見を生かすのだという、その責任感を持って参加している方の総意であれば、それがどのように分かれても、これは座長が取りまとめた中にそれがあらわれていいですが、もうその結論に興味のない方の意見まで、総意の中に残す必要はないのではないかと思います。

そういう感覚を私は大変に強く持ちます。

○安念座長 なるほど。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○垣添委員 今の野田委員の発言と関連しまして、そもそもがその委員の選定を誤ったと思っているのです。

最後までその責任を全うしなかった先ほどのメンバー表で3月31日付で辞任を申し入れられたということであれば、その意見は本当に取り除いてもいいのではないかと。

つまり、数を結構問題にしているわけですからね。

○安念座長 どうぞ。

○細野委員 今までの議論をまとめるという形ですので、欠席者のご意見も私は入れておくべきだと思います。

2つに分かれたという話ですけれども、何が2つに分かれたのでしょうか。私は少しそこがよくわからない。私としては、あれか、これかではなく有効ならば、受動喫煙に対する様々な対策をとらなければいけないという一般的な認識はあったと思うのです。

しかし、それをどういう手段でそれを実現するのかというところで2つに分かれたということですね。

それで、お互いに要するに罰則規定でなければ効果がないのだということだと。いや、

そうでないかもしれない。それで議論の対立みたいなことがいろいろあったと思うのですよ。

それを併記することが、分裂してどうのこうのという話ではなくて、要は目的のためにはどういう政策をどういう工程でとっていけばいいのか、それで、最終的なものできなかったら、罰則のところに行ってもいいと。そのあたりの工程をはっきり示せばいいだけの話で、全く私は分裂しているとは思わない。

それからもう一つ、一番最後のところの（４）のところに「事業者が実効性のある対策が取れるよう、普及啓発をはじめとした様々な支援を行う」、「財政」を切りました。私はそれを承服できない。

政策をとるときというのは、それぞれ受益を受ける人と負担を受ける人がいて、それをあめとむちというものを手段として使って、ある望ましいところに落ち着かせるわけですね。

そういうときに、この「財政的な」という言葉を取るよといったら機動的な財政出動に足かせがはめられるおそれはないのかを懸念します。恐らく財政的ということに対して効果がないとおっしゃるかもしれないけれども、私はそうは思わない。ある面ではそのベターオフということがあるわけですから。そのこともやはり考えてほしいですね。

財政的なことも含めて支援を行うということをつけ加えない限り、あめとむちとならないと私は思っています。

それからもう一つ、一番最初、私、ビジョンと言いました。これは今度のオリンピックもあるわけですが、国際的な観点からして、国際的にどう東京の振る舞いを見ているかということの当然考えないといけないということもあると思うのですね。それが1つもないと。要するに、東京は、世界中からどういう人々をどういう姿勢でお迎えするのだということがなくて、これを何というか、要するに受動喫煙を通じてどう我々は対策をとるのだという小手先の議論ばかりやってもしょうがないと私は思っているのです。

要するに、どういうことかという、東京はグローバルな競争をしているわけです。その競争の中で、これも1つの判断材料として国際的には見るわけですよ。そのことも一言も書いていない。私はそこは非常に遺憾に感じますね。

○安念座長 どうぞ。

○大井田委員 「財政的な」は、私は削っていただきたいと思っています。

なぜかといいますと、従業員のたばこ対策は簡単ですね。その企業あるいはその組織が禁煙すればいいわけです。家で吸うのは自由ですから。

それにお金がかかることなど何もないからです。

しかし、そうは言っても、私はポスターぐらいはこれは啓蒙普及運動をしなければいけないと思いますので、それがさまざまな支援という意味かと思っています。

ポスター作製だって金がかかるのではないと言われてたら、そのとおりです。

しかし、一番よくないのは、分煙対策か喫煙対策か知らないですが、喫煙所をつくると



いうことは、いかなものかということをお願いいたします。

喫煙所はもうやめて、喫煙をやめるべきなのです。ただ、自分の家であるいはホテルの自分の部屋で吸うのは、これは仕方がないことだと思っております。

○安念座長 どうもいろいろありがとうございました。

どうぞ。

○工藤委員 財政的措置のところは、財政的措置という比較的抽象的な言葉になっているから、それだとどうなのかというのはありますが、この間の議論の中での財政的措置の考え方というのは、分煙のための飲食店に対する財政的措置みたいなことで議論があったと思います。これをもし東京都の補助金などでやりますと、補助金事業で造られた施設はつぶすわけにいかない。これはかなり長期にわたって、病院などで東京都の補助金でやると30年ぐらい縛られるわけですね。

○安念座長 ああそういう意味ね。

○工藤委員 将来を縛ってはいけないという意味において、当然、予算を使って受動喫煙防止にはいろいろなことはやらないといけないと思いますけれども、今までの議論の文脈からいう財政的措置が分煙を恒久化する誤解を生むのであれば、書かないほうがいいだろうと思います。

○安念座長 どうぞ。

○細野委員 この財政的措置は、飲食店どうのこうの、分煙のものばかりではなくて、分煙装置の技術革新とかいろいろなことも考えられるわけですね。そのところも考えてほしいのですよ。要するに、お店のところどうのこうのという話ではなくて、分煙に関するいろいろな技術革新とか、そういうところのリスクな研究開発とか、そういうものに対する補助金もあるのだと。

確かに、お金を使うと、それは飲食店などの分煙装置だけの補助金ではなくて、受動喫煙を防止するための技術革新の分野に財政的支援を施すことでいろいろなところにプラスのリパーカッションが起こってくるわけですから、それは完全分煙が不可能とすれば無駄という主張も成り立つかもしれないけれども、無駄でないところもあるのだ、私は1つの投資としても考えてほしいと思っています。

○安念座長 どうもいろいろ御意見がありました。どうぞ。

○大井田委員 技術革新は何なのかと思います。喫煙をやめればいいわけです。

細野委員の言う技術革新はそもそもないのではないかと思うのですが。

○安念座長 ここが難しいところで、サイエンスとポリティクスは違うと申し上げる以外はありません。

「財政」という言葉を削ったのは「財政」の面からの支援をやめるという趣旨ではなくて、さまざまな支援制度があるわけだから、要するにキャッシュを出すことにだけ注力するというような狭い意味で解釈されたら困るという趣旨で削ったと私は理解しております。

ですから、細野先生のおっしゃるような、文字どおりの補助金のようなものでない財政

的な支出が当然あり得るし、さらにはもっと別の形の支援もあり得るしというので、これもまさに工藤先生のおっしゃるように、将来を余り縛り過ぎないで、そのときそのときに最も有効な手を打ってもらおうという趣旨であろうと私は認識しております。

ですから、それぞれにそれぞれの思いで読んでいただければよろしいかと思えます。

どうぞ。

○野田委員 細野先生の言われることはすごくよくわかるのですけれども、やはりもう一回文脈に戻ってみても、このいろいろなところで補助金等が出ていることがどうしても分煙とカップルしているので、どうしてもここで分煙がイメージされたり、読む方の頭の中に浮かぶのであれば、わざわざ分煙だけが浮かばないように外しておくのは納得出来ます。私も外すほうに賛成です。

○安念座長 はい。

○野田委員 そういう理解です。

○安念座長 いろいろ御意見もあり、また、恐らくどなたもこれに満足しておられるという方はいらっしゃるだろうと私もよくわかっております。

このような対立が鮮鋭であるような場で、取りまとめをしようと思えますと、大変不謹慎な言い方ですが、手は1つしかございませんで、それは不満足を均衡させるという、それ以外の手がございません。

これはポリティクスというものはみんなそういうものでございまして、それ以外の手がないのです。

ですから、例えば、少数の人の意見は切ってもいいではないかという御意見も私はわからなくはないのだが、これもやはり記録をとどめるという見地からは、なかなかそうはまいるまいと思えます。

そこで、結局、取りまとめということになるのですが、それぞれ先生方にはいろいろ御尽力をいただいて、全ての皆さんに不満足であるものを採択していただきたいというのは、誠に申しかねるところではございますが、私の力ではこれ以上のまとめができないところまでになってまいりましたので、これをもって採択をさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念座長 あと、てにをは等の直しが若干ある可能性がございますので、内容上の修正に及ばない限りで、その点についての修正は私に御一任いただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念座長 どうもありがとうございました。

しかし、まず、工程表をつくっていただかなければいけない。

これはすぐにやってもらわないといけないですね。

それから、2018年というのと、少し間を置いたような感じはするのだけれども、あつ

という間に来てしまうのですね。こういうものというのは。

ですから、事務的にはもうすぐに作業を始めていただく以外の方法は、多分、ないだろうと思います。

大体、条例化をするということになれば、相当基礎資料を集めてからの話になりますので、その作業だけでもすぐに1年ぐらいたってしまいます。事務局には大変御苦労けれども、このままちょっとも休まないで、このままの勢いで作業を続けていただかざるを得ないと存じます。

私としては、本当に先生方に大変いろいろ御協力いただいているながら、どなたにも完全には御満足いただけないような代物をつくってしまって、何とも忸怩たる思いですが、これは私の力不足はもちろん申す間でもないが、しかし、それにしてもやはりなかなか深い話だなと思いましたね。

私は今まで、自分がたばこが嫌いだから、要するに自分が吸わなければそれでいいやと思っていたのですが、そう簡単なことではないということがよくわかりました。大いに勉強させていただきました。

さて、それでは、今村先生はお仕事で遅くなられていらっしゃるそうなので、残念ながらもうありません。

○工藤委員 一言だけ。

○安念座長 どうぞどうぞ、もちろん。

○工藤委員 これからのまた次期の委員会をつくられるのだらうと思いますけれども、先ほど垣添先生がおっしゃったのですけれども、誰がどうというわけではないのですけれども、この受動喫煙の防止は、たばこを吸う人だらうが、吸わない人だらうが、他人の煙は吸わない、吸わせないというその1点でもって、共通の場でもって議論できないとどうしようもないのですよ。

ですから、自分はたばこをやめる気はないよと。悪いことはわかっているけれどもねと言っているような人でも、やはり同じ土俵で議論しなければいけないのですけれども、「たばこの害は本当にあるの」というような議論から出発しているのでは、これは全然議論にならないのですね。

非常に不幸な出発をしたなと思っております。

ですから、次期の編成をされるときは、ぜひこの辺のところも御考慮いただいて、愛煙家を入れてはいけないわけではないと思いますけれども、やはり共通の場で議論できるような方に入っていただく必要があると思います。

○安念座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○野田委員 全くそこには同意なのですけれども、ちょっと確認だけさせて下さい。

これは都のほうにお聞きしたいのですが、今日はこれで閉会ですが、閉会になった瞬間に検討会は解散ということになるのですか？つまり、我々は、その時点でもう検討会の委

員ではなくなるのでしょうか。

というのは、だから、どうというわけではないのですけれども、自分たちは、取りまとめて工程表をつくるべしと言って、それでさよならという立場なのか？では誰がその工程表を別にチェックというような主旨ではないのですけれども、今後、見ていくのか？

そこで工藤先生が、また委員会をつくるのだろうかとおっしゃったので、ああそうなのかなと思いましたが、その辺、まだみんな共通に理解していないと思うので、その辺もこれが遺言になるのか、あるいは契約書としてこれからも残るのかを教えてくださいたいと思います。その辺は、座長の考えもあるでしょうけれども。

○安念座長 いえいえ私の考えは唯一、次やるなら私は抜いてねという、それだけですから。

梶原さん、何かお考えはおありなのかしら。

○野田委員 その辺は局長のレベルでは決まっているのですか？

○梶原福祉保健局長 これは役人的になるかもしれませんが、まず、委員の委嘱というのは、最初にお渡しした委員の委嘱は3月31日までということにして、その上で、今回、開くということで、延長をさせていただきました。

したがって、検討会が閉まれば、形式的にはその委嘱が終わるということになります。

その上で、先ほど座長のほうからありましたけれども、工程表をどうつくって、それからどう進行管理をしていくかということになると思います。これはまさに行政に課せられた課題だと思っていますし、今後、私の一存で誰をとという話にはなりません、そもそもこれは国もそうなのですが、国の健康日本21（第二次）、がん対策推進基本計画、それから、東京都健康推進プラン21（第二次）と東京都がん対策推進計画（第一次改定）には、フォローアップを行うための協議会を持ってあります。その中に、喫煙の害というものを含めて、喫煙対策が明確に位置づけられております。

ですから、まずはそういう協議会の先生方の中で、まずフォローアップをするということは当然のことですし、工程表をつくって、どういう協議会の中でやっていくかということの前に、少なくとも、今、2つの協議会があるということをお理解をいただきたいと思っています。

その上で、例えば条例化をする、あるいは条例化によって、新たな場合には、技術的な面だとか、例えば、医学的な面だけではなくて、この前、ステークホルダーという話がありましたけれども、さまざまな影響を与えるだろう部分が当然出てきます。

条例に罰則ということをお想定するならば、例えば、どの範囲、どうするのだという、さまざまなことを考えていくということはいわゆる立法上の問題だと思っています。

ですから、そういう方々も含めた検討が必要になるとするならば、改めた検討会もあり得るのだろうと思います。ただ、これは今の状況の中では、私はまだ何とも言えないというのが正直なところです。

○安念座長 よろしゅうございますかな。

余りよくないと思うけれども、役人としてはそう言わざるを得ない。

○野田委員 がん対策協議会の元の会長の垣添先生もここにいらっしゃるし、私も国のがん対策協議会の委員ですから、今更言うのも何ですけれども、がん対策協議会は、都のほうの動きを、その議事録を全てフォローアップしているわけではないですけれども、こういう1つ1つの 이슈、おまけに、今、座長が言われたような、もう時間がないよというような状況の 이슈を、1つ1つアドホックに丁寧に解決していくようなことはなかなか難しくなっていて、まず計画全体ありきで、そのモニタリングに追われています。ちょうど5月20日にがん対策協議会で、喫煙率が下がらないことが話題になりましたが、あくまでそういった大きくりの話しか出来ない。それで、でもそれでは足りないからこの検討会があって、そこに我々が呼ばれたのかという、そういう気持ちがあります。

そして、その際この提言の中で、遺言として残っているのは、工程表という言葉ぐらいかなと思っているわけです。ですから、今の段階から中身を云々するのが尚早であれば、では誰がどうつくるのかということは大変に気になると、そういう感じです。

協議会はなかなかそういった部分では動かないのではないかと思います。

垣添先生、どうでしょう。

○安念座長 どうぞ。

○垣添委員 私、今、国のがん対策協議会のほうは外れていますけれども、東京都がん対策推進協議会の会長をやっているのです。

今の工程表は事務局ですと作業を進められて、ある程度まとまり次第やはり少なくとも東京都の協議会は常にたばこの害のことを議論していますから、そこには出していただいて議論する格好の題材ではないかと思います。

○安念座長 ありがとうございます。

既存の組織に乗かって、今までの議論の蓄積を生かせるのなら、私はそれがやはり一番いろいろな意味で効率的だろうと思いますね。ただ、これも事務局はいろいろお考えがあろうから、考えながらやっていただくしかないでしょう。

いろいろな方の御発言をいただきましたけれども、鈴木先生、まだせっかくだから、最後のチャンスで何か御感想なり。

○鈴木委員 私はスポーツの専門家ですので、2020年に向けてのお話をいたします。受動喫煙防止に関して国際オリンピック委員会が定めた規定を遵守した形で、2004年アテネオリンピック以降は開催されてきました。2020年東京大会もこれまでのオリンピックパラリンピックと同等の対策がとられていくことをお願いいたします。

あとはそれぞれの皆さんのお話とかぶるところがありますが、本当にこの私も頭が痛くなるような本当に難しい議論の中で、事務局の皆様と座長、大変御苦勞されたと思いますので、ありがとうございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

野田先生、何だったら、これは終わるわけですけども、任意のOB会でもつくりますよか。

○野田委員 これからは自分の健康に専念しようと思います。

○安念座長 それはそれで大切なことです。

ありがとうございます。

それでは、一わたり御発言をいただきましたので、ディスカッションはこれまでとして、事務局にお返ししましょう。

○笹井保健政策部長 安念座長、委員の皆様、誠にありがとうございました。

本日は、検討会最後となりますので、福祉保健局長の梶原から御挨拶を申し上げます。

○梶原福祉保健局長 改めまして、本当に7カ月余り、6回、さまざまな議論をありがとうございました。

受動喫煙防止対策ということについては、どなたにも異論がないということの前提で議論を進めてきたつもりでございますが、事務局の不手際も含めて、おわびを申し上げたいと思います。

先ほどもお話がありましたが、都としてこの提言をいただいた後は、私どもの仕事になると思っています。

今後、検討会でのさまざまな議論を踏まえて、受動喫煙防止対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

本当にどうもこの間、さまざまな議論をありがとうございました。

今後とも、御支援のほど、あるいは御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○安念座長 それでは、座長として最後に一言御礼を申し上げます。

大変まとめにくい話であったということは事実でありますし、また、我々の提言が政治の世界に全く受け入れられないとなってしまいますと、かえって対策は後退してしまうという非常に難しいタイトロープの上をいくようなそういう議論でございました。

私の不手際を申し上げるまでもないことではございますが、それにもかかわらず、先生方には最後まで熱心にまた真摯に御議論いただいたことに心から御礼を申し上げます。

また、意見の取りまとめの非常に困難な作業を終始やっていただいた事務局の諸君にも心から御礼を申し上げます。

また、最後まで熱心に議論を聞いていただいたマスメディアその他の方々にも御礼を申し上げます。

本当に皆様、ありがとうございました。

では、これでおしまいです。

どうもありがとうございました。

(午後7時39分 閉会)